

吸収分割に関する事前開示書面

2021 年 2 月 25 日

株式会社チェンジ

令和 3 年 2 月 25 日

吸収分割に関する事前開示書面

東京都港区虎ノ門三丁目 17 番 1 号
株式会社チェンジ
代表取締役 福留 大士

東京都港区虎ノ門三丁目 17 番 1 号
株式会社デジタルグロースアカデミア
代表取締役 高橋 範光

株式会社チェンジ（以下「分割会社」といいます）及び株式会社デジタルグロースアカデミア（以下「承継会社」といいます）は、令和 3 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社の営む事業のうち、NEW-IT ユニット Digital Human Resource 部門で営むデジタル人材育成事業（以下「本件事業」といいます。）に関する権利義務を、分割会社から承継会社に対して承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うこととし、令和 3 年 2 月 25 日付けで締結した吸収分割契約を締結いたしましたので、次のとおり開示いたします。

1 吸収分割契約の内容

別添の吸収分割契約書のとおりです。

2 分割対価の定める相当性に関する事項

(1) 承継会社が交付する株式の数について

承継会社は、本件分割に際して、分割会社に対して承継会社が承継する権利義務に代わる対価として、普通株式 3,835 株及び A 種種類株式 3 株を交付します。なお、本件分割後、承継会社は、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）に対し第三者割当増資を実施する予定です。

分割対価の算定にあたっては、分割会社が策定した本件事業のスタンドアローン計画に基づき DCF 法で算出した本件事業の事業価値 3,837,000 千円をもとに、当社と KDDI との間で協議の上で、算出しており、相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額について

本件分割により承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しません。

3 承継会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別添の貸借対照表をご参照ください（承継会社には最終事業年度がないため、

計算書類等の内容ではなく、承継会社の成立の日における貸借対照表の内容となります。)

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
当該事項はございません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
当該事項はございません。

4 分割会社に関する事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等
分割会社は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」によりご覧いただけます。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
当該事項はございません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
分割会社は、①令和2年10月8日を効力発生日とする株式会社トラストバンクとの株式交換を行い、②2021年1月1日を効力発生日とする会社分割及びこれに伴う定款の一部変更、並びに、③令和3年1月29日を効力発生日として資本準備金 19,854,310,870 円のうち 17,500,000,000 円減少し、その他資本剰余金に振り替えました。これらの詳細については、当社の第18期に係る有価証券報告書をご参照ください。

5 効力発生日後における債務の履行の見込みに関する事項

分割会社及び承継会社は、本件分割により分割会社が承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本件分割後に予想される分割会社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本件分割後の分割会社及び承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

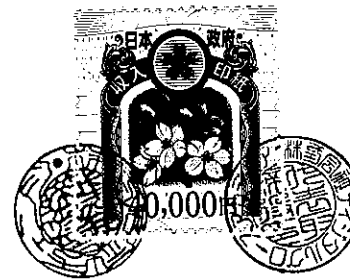
別添 吸収分割契約書

次ページ以降をご参照ください

吸 収 分 割 契 約 書

株式会社チェンジ

株式会社デジタルグロースアカデミア



吸収分割契約書

株式会社チェンジ(以下、「甲」という。)及び株式会社デジタルグロースアカデミア(以下、「乙」という。)は、第1条に定める甲の事業を乙が承継する吸収分割(以下、「本会社分割」という。)に関し、以下のとおり吸収分割契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条 (本会社分割の目的)

甲は、本契約の定めるところに従い、会社法第2条第29号に定める吸収分割により、甲が NEW-IT ユニット Digital Human Resource 部門で営むデジタル人材育成事業(以下、「本対象事業」という。)に関して有する権利義務(以下、「本件権利義務」という。)を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条 (本会社分割の当事者)

本会社分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりとする。

吸収分割会社

商号：株式会社チェンジ

住所：東京都港区虎ノ門三丁目17番1号

吸収分割承継会社

商号：株式会社デジタルグロースアカデミア

住所：東京都港区虎ノ門三丁目17番1号

第3条 (本会社分割に際して交付する金銭等)

乙は、本会社分割に際して、甲に対し、普通株式 3,835 株及び A 種種類株式 3 株を新たに発行し、その全てを甲に割り当てる。

第4条 (本会社分割に際して増加すべき乙の資本金及び資本準備金等)

乙が本会社分割により増加すべき資本金及び準備金等の額は、以下のとおりとする。
但し、本会社分割の効力発生日(以下、「本分割効力発生日」という。)における本対象事業に係る資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 資本金 | 0 円 |
| (2) 資本準備金 | 0 円 |
| (3) 利益準備金 | 0 円 |

第5条 (承継対象権利義務)

- 1 乙は、本会社分割により別紙「承継対象権利義務明細表」記載の本件権利義務を甲から承

継する。

- 2 本会社分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第6条 (分割承認株主総会)

- 1 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本会社分割を行う。
- 2 乙は、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得て本会社分割を行う。

第7条 (本分割効力発生日)

本分割効力発生日は、2021年4月1日とする。但し、本会社分割の手の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第8条 (対抗要件具備等及び費用負担)

- 1 甲及び乙は、本件権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を行うこととする。
- 2 前項に定める手続に要する費用(公租公課を含む。)は、甲乙間で別途合意のない限り、乙がこれを負担する。

第9条 (競業避止義務)

甲は、本分割効力発生日後においても、本対象事業について法令によるか否かを問わず、競業避止義務を負わないものとする。

第10条 (本会社分割に係る条件の変更等)

本契約締結後本分割効力発生日に至るまでの間において、本契約に従った本会社分割の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明し、本会社分割の目的の達成が困難となった場合(本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。)には、甲乙協議の上、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第11条 (準 拠 法)

本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。

第12条 (裁判管轄)

甲及び乙は、本契約の履行又は解釈に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、
甲乙協議の上決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

2021年2月25日

甲：東京都港区虎ノ門三丁目17番1号

株式会社チェンジ

代表取締役社長 福留 大士



乙：東京都港区虎ノ門三丁目17番1号

株式会社デジタルグロースアカデミー

代表取締役社長 高橋 範光



承継対象権利義務明細表

本会社分割により乙が甲から承継する権利義務は、本分割効力発生日における次の資産、債務、契約(但し、雇用契約を除く。)、及び、雇用契約、並びにこれらに関する権利義務とする。但し、甲及び乙は、協議の上、本分割効力発生日の前日までに合意することにより、これらの権利義務を加除することができる。

1. 承継する資産

- (1) 本対象事業のみに属する現金、売掛金、未収入金、その他流動資産(但し、本対象事業に専ら属する契約等(本分割効力発生日の前日までに対象となる全ての役務又は商品の提供又は受領が完了したものに限る。))において、当該役務又は商品の提供又は受領に基づき生じたものを除く。)
- (2) 本対象事業のみに属する研修用ノートパソコン
- (3) 本対象事業に専ら属するシステム
- (4) (1)乃至(3)に掲げる資産のほか本対象事業に専ら属する一切の資産(知的財産権を除く。)

2. 承継する契約等(但し、雇用契約を除く。))及び権利義務

本対象事業に専ら属する契約等及びこれらに付随する一切の権利義務(但し、以下に列挙する契約及びこれに付随又は関連する契約、雇用契約、甲とKDDIとの間の2021年1月27日付合弁契約書及びこれに基づき甲と乙との間で締結される契約、並びに、本対象事業に専ら属する契約等(本分割効力発生日の前日までに対象となる全ての役務又は商品の提供又は受領が完了したものに限る。))において、当該役務又は商品の提供又は受領に基づき生じたものを除く。))。

- ① 甲と株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・ユニバーシティとの間の2011年3月31日付提携研修実施基本契約書、2016年2月1日付請負基本契約書(人材育成に関わる包括的業務委託契約)、及び2020年4月1日付提携研修実施仕様書
- ② 甲とソフトバンク株式会社との間の2020年10月15日付注文書・注文請書、2020年11月26日付注文書・注文請書及び業務委託契約約款
- ③ 甲とエヌ・ティ・ティ ラーニングシステムズ株式会社との間の2009年9月11日付通信教育講座業務委託に関する基本契約書、2020年4月24日付eラーニングコンテンツ利用に関する基本契約書、及び2020年9月10日付注文書

- ④ 甲と一般財団法人 沖縄 IT イノベーション戦略センター及びソフトバンク株式会社との間の 2019 年 9 月 25 日付「地域未来投資事業（第 4 次産業革命人材育成事業）」コンソーシアム協定書
- ⑤ 甲と NTT コム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社との間の 2020 年 8 月 27 日付販売代理店契約書

3. 承継する負債

- (1) 本対象事業のみに属する買掛金、未払金、その他の流動負債(但し、本対象事業に専ら属する契約等(本分割効力発生日の前日までに対象となる全ての役務又は商品の提供又は受領が完了したものに限る。)において、当該役務又は商品の提供又は受領に基づき生じたものを除く。)

- (2) 固定負債

本対象事業に専ら属する固定負債

なお、本別紙 5.に基づき承継する知的財産権に関する職務対価の支払債務（もし該当するものが生じていた場合）は、承継する負債に含まれないものとする。

4. 承継する雇用契約

従業員に係る雇用契約及びこれに基づく権利義務は承継しない。

5. 知的財産権

本分割効力発生日において、甲が本対象事業に関して専ら保有する特許、実用新案、商標、意匠、著作権その他知的財産権。なお、疑義を避けるために付言すると、甲の New Learning Experience 事業に専ら属する研修教材に係る知的財産権は、承継する知的財産権に含まれないものとする。

以 上

別添 承継会社の成立の日における貸借対照表

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預金	1, 000, 000	純資産の部	
		資本金	500,000
		資本準備金	500,000
資産合計	1, 000, 000	負債純資産合計	1, 000, 000